告示

○総務省告示第四百一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十一月十九日

総務大臣　山本　早苗

基幹統計である学校基本調査の名称を学校基本統計に変更する。

○厚生労働省告示第四百一一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1に次のように加える。

1106　ツリウム・ヤグレーザ

別表第2に次のように加える。

1805　弁形成術用弁機能評価用バルーン型カテーテル

○厚生労働省告示第四百一二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

1201　ツリウム・ヤグレーザ

○厚生労働省告示第四百一三号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十三条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

243　ツリウム・ヤグレーザ

○厚生労働省告示第四百十四号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十九日

本文に次のように加える。

815　ツリウム・ヤグレーザ

816　弁形成術用弁機能評価用バルーン型カテーテル

○総務省告示第四百二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十一月十九日

総務大臣　山本　早苗

基幹統計である薬事工業生産動態統計の作成目的を「医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする。」に変更する。

附　則

この指定の変更は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から効力を生ずる。

○厚生労働省告示第四百十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の規定に基づき、薬事法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成十七年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一の百九の項から百十二の項までの項中

「	米国薬局方
	インスティチュート　フォア　リファレンス　マテリアルズ　アンド　メジャーメント

を

「	米国薬局方

に改める。

別表第二に次のように加える。

五	血液検査用ヘモグロビンキット	インターナショナル　カウンシル　フォア　スタンダーディゼイション　イン　ヘマトロジクリニカル　アンド　ラボラトリ　スタンダーズ　インスティチュート

○厚生労働省告示第四百十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成十七年厚生労働省告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の3に次のように加える。

(111)　ヒペロリムスキット

(112)　トピライトキット

別表の4に次のように加える。

(101)　抗リボソームP抗体キット

(102)　抗アクアポリン4抗体キット

(103)　抗表皮基底膜部抗体キット

(104)　血小板第4因子―ヘパリン複合体抗体キット

(105)　抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体キット

○農林水産省告示第千六百四十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十一月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年七月五日　第八号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

セレス有限会社　ドイツ　ババリア州　ハップルグ　フォルデルハスラフ一

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品及び有機飼料

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

ドイツ　ババリア州　ハップルグ　フォルデルハスラフ一